

警報発令時について

①午後4時現在で、**京都府南部地域**（中丹、京都市、山城地域）に**暴風警報**が発令されている場合は、臨時生徒休業とします。生徒は自宅で学習して下さい。

②臨時生徒休業となった場合は、後日回復措置をとります。

学校の使用できる電話回線は、1回線しかありません。

緊急の連絡に支障をきたす場合がありますから、学校に電話を入れて確認をすることを避けて下さい。